

農林物資の規格化等に関する法律施行令第10条第1号の農産物に係る
農林水産大臣が定める基準

制 定 平成12年7月14日農林水産省告示第1006号
改 正 平成18年10月27日農林水産省告示第1468号
最終改正 平成27年3月27日農林水産省告示第714号

一 栽培の方法に関する基準

- 1 遺伝子組換え技術を用いて得られた種子、苗等及び種菌を繁殖の用に供さないこと。
- 2 農薬、肥料及び土壌改良資材は、土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図るため又は有害動植物を防除するため特に必要があると認められる場合を除き、使用しないこと。

二 収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理に関する基準

- 1 薬剤、食品添加物その他の物質は、有害動植物を防除するため又は農産物の品質を保持するため使用することがやむを得ないと認められるものを除き、使用しないこと。
- 2 放射線の照射を行わないこと。

最終改正の改正文（平成27年3月27日農林水産省告示第714号） 抄
平成27年4月1日から施行する。